

寺院の適切な管理運営について

▷ 会計・税務 ⑧

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営に資するため、『宗報』（令和2年4月号）より、宗教法人の会計・税務について、掲載しております。
今号は、源泉所得税について掲載いたします。

▽ 源泉所得税

1. 制度の概要

(1) 源泉所得税とは

所得税は、所得者自身がその年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされていますが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されています。この源泉徴収制度は、「①給与や利子、配当、税理士報酬等の所得を支払う者（宗教法人等）が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する」というものです。この制度により源泉徴収された所得税の額は、最終的にはその年の年末調整や確定申告によって精算されます。

さらに平成23年に発生した東日本大震災からの復興に必

要な財源確保のため、平成25年から令和19年の間は、所得税と併せて復興特別所得税を納付しなければなりません。

(2) 源泉所得税の納付

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、原則として、給与や報酬等の支払日の翌月10日までに、e-Tax（インターネット）を利用して納付するか、所得税徴収高計算書（納付書）を添えて、最寄りの金融機関もしくは税務署の窓口で納付しなければなりません。

ただし、給与の支払人数が常時10人未満の場合は、半年ごとにまとめて納付する特例があります。つまり1月から6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月20日が納期限となります。

この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を所轄の税務署に提出する必要があるあります。

なお、この納期限が土曜日、日曜日及び祝日にあたる場合には、その休日明けの日が納期限となります。

納期限までに納付しなかったときには、源泉徴収義務者である宗教法人は、納付すべき税額（本税）のほか、不納付加算税（本税に対し5%又は10%）や延滞税が課せられることがあります。

さらに非収益事業や収益事業に該当する収入の一部を除

外して住職等の個人的な費用に充てる等、不正に源泉取得税等を免れた場合には、不納付加算税に代えて重加算税（本税に対して35%）が課せられることとなります。

2. 特殊な給与・現物給与

源泉徴収の対象となる給与には、金銭で支給されるもののほか、経済的利益の供与や物の支給も含まれます。

経済的利益とは、宗教法人が代表役員等に対して食事等を現物で支給している場合や、住居を無償で提供しているような場合には、現物で給与を支給したものとされ源泉徴収の対象となります。（所得税法第36条第1項）

(1) 個人が負担すべき飲食費等の費用を宗教法人が負担した場合

住職等が日常生活において個人が負担すべき飲食代、生活費（水道光熱費等）や慶弔費等を宗教法人が負担した場合には、その負担した金額は住職等に対して給与の支給があつたものとして取り扱われ、その負担した金額を住職等の給与に含めて源泉徴収の対象となります。（所得税法第36条第1項）

(2) 子弟の学費を宗教法人が負担した場合

宗教法人が住職等の子弟の学費を負担した場合には、その負担した金額は住職等に対して給与の支給があつたものとして取り扱われ、負担した金額を住職等の給与に含めて

源泉徴収の対象となります。(所得税法基本通達9-15)

(3) 宗教法人所有の庫裏等に無償で居住している場合

給与の支払者が役員や法務員に住居等を無償又は低額の賃貸料で貸与した場合には、一定の算式により計算した賃貸料相当額と実際に徴収している賃貸料の差額が、原則としてその役員や法務員に対する給与とされ、源泉徴収の対象となります。

しかし、住職等が庫裏に無償で居住している場合には、その庫裏に居住することは、職務の遂行上やむを得ない必要に基づくものと認められ、それが通常、住職等が居住する家屋又は部屋として社会通念上、相当なものである限りは源泉徴収の対象とする必要はありません。(所得税法第9条第1項第6号、同法第21条第4項)

(4) 宗教法人から法衣等の支給(貸与)を受けた場合

宗教法人が役員や法務員に対して無償で衣服等を支給又は貸与した場合には、その衣服等の価額又は貸与料に相当する金額の給与の支給があったものとして源泉徴収の対象となります。

しかし、宗教法人が住職等に支給又は貸与する法衣等については、それが宗教法人の業務遂行のために必要なものであれば一種の制服と同様の性格のものとなりますので、源泉徴収の対象とする必要はありません。(所得税法第9条第1項第6号、同法施行令第21条第2項)

(5) 金銭の無利息貸与

給与等の支払者が役員や法務員に対して金銭を無利息又は低い金利で貸し付けた場合には、貸付金利息が宗教法人における平均調達金利等、合理的と認められる利率により計算される利息に満たないときは、その満たない部分の金額は、源泉徴収の対象となります。(所得税法第36条第1項、同法基本通達36-49)

ただし、「災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することとなった役員又は使用人に対し、その資金に充てるために貸し付けた金額につき、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内における経済的利益」等や、合理的と認められる貸付利息が年間5,000円以下のもについては、源泉徴収の対象とする必要はありません。(所得税法基本通達36-28)

3. 退職金

(1) 概要

住職等が、その職を辞する場合に、宗教法人から退職した者に対して退職金を支給する場合があります。

その場合に支給する金額を算定するための規定があれば、その規定に基づき退職金を支給します。規定を作成することは宗教法人側だけでなく、関係者の了解を得るためであり、また税務署に対して退職金の支給の根拠を示す

ためでもありません。規定がない場合は、門徒総代の同意、責任役員会の議決を経て、支給金額を決定します。

通常、退職金は多額になる場合が多いため、規定がなく、かつ門徒総代の同意、責任役員会の議決を経ていないときは、関係者への理解及び税務署に対しての支給根拠が乏しく後々のトラブルになることもありますので、書面等で退職金の根拠を残すようにします。

規定がある場合は、財産目録に、その財産目録に係る会計年度末日に住職等が退職した場合に支給すべき退職金を「退職給付引当金」として計上しておけば、宗教法人が将来支給すべき退職金支給という潜在的に抱えている負債を会計上示すことができ、決算ごとに関係者への理解を広げる効果があります。

(2)支給時の注意点

退職金を支給した後に、従前と変わらず宗教法人の活動に携わり法要等を執り行くと、仮に退職後の給与支給がゼロであったとしても退職した事実はないと税務調査等で指摘されます。その場合は退職金ではなく賞与とみなされま

す。退職金は、将来の生活資金の確保という観点から所得税の優遇措置があり税負担は軽減されますが、賞与となると給与扱いとなり多額の所得税及び住民税負担が増えます。

4. 給与・賞与・退職金からの源泉徴収

(1)給与の源泉徴収方法

給与や賞与から源泉徴収をする税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」を適用して求めます。

この税額表は、「月額表」、「日額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」に分かれており、それぞれの税額表は、「甲」欄、「乙」欄、日額表はさらに「丙」欄に区分されています。

これらの税額表は、給与の支給区分及び「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無に応じてそれぞれ表1の通り適用します。

宗教法人の住職等の中には、他に勤めながら宗教法人の職務を行う等、他の勤務先からも給与の支払を受けている人がいます。

この場合、他の勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している場合には、宗教法人が支払う給与は「従たる給与」となり、税額表の「乙」欄を適用して源泉徴収を行うこととなります。

なお2以上の給与について、そのいずれを「主たる給与」とするかは、本人の選択によって決めることができます。

(2)年末調整

月々の給与については、「源泉徴収税額表（月額表）」に よって、源泉徴収を行います。月々に徴収した税額の1

表1

給与の支給区分	適用する 税額表	扶養控除等 申告書の提出	適用欄
①月毎に支払うもの	月額表	有	甲
②半月ごと、10日ごとに支払うもの		無	乙
③月の整数倍の期間ごとに支払うもの			
④毎月支払うもの ⑤週ごとに支払うもの ⑥日割で支払うもの	日額表 } 日雇い賃金 を除く	有	甲
		無	乙
⑦日雇い賃金	日額表	無	丙
⑧賞与	賞与に対する 源泉徴収税額の 算出率表	有	甲
		無	乙

年間の合計額は、その1年間の給与所得に対する年税額とは一致しないのが普通です。

このため、給与の支払者は、その年の最後の給与の支払の際に、その年1年間の給与所得に対する年税額を計算し、既に月々の給与等の支払の際に源泉徴収をした税額の合計額とを比較して過不足額を求め、その過不足額を精算（還付又は徴収）します。

この手続きを年末調整といい、年末調整は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人（甲欄適用者）で、その提出先から受ける給与の収入金額が年間2,000万円以下の人について行います。

(3)退職金の源泉徴収方法

退職手当金等を支払う場合には、支払を受ける者（退職者）から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告書に記載されている勤続年数等に基づいて退職所得控除額（勤続年数1年あたり40万円 ※勤続年数が20年を超える人については、80万円にその超える年数1年あたり70万円を加算した額）を計算し、課税退職所得金額を課税標準として求めた税額を、退職手当等を支払う際に源泉徴収します。

課税退職所得の計算

$$(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

また源泉徴収と併せて住民税（都道府県民税及び市町村税）の特別徴収も行います。

なお、特定役員退職手当等（宗教法人の役員としての勤続年数が5年以下である者が、その役員等としての勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの。ただし死亡により退職金を支給した場合は、死亡した者の相続財産となり源泉徴収の必要はない。）の場合は、上記計算式に一定の調整計算が入ります。

5. 報酬からの源泉徴収

(1) 概要

宗教法人が、個人である税理士や弁護士等に支払う報酬等、一定の報酬・料金についても所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をしなければなりません。

支払先が法人（税理士法人、弁護士法人、株式会社等）の場合は、源泉徴収の対象となりません。

(2) 源泉徴収の対象となるもの

源泉徴収の対象となるもののうち、代表的なものは以下の通りです。

① 原稿料や講演料にかかる報酬

原稿料、挿絵料、作曲料、レコード・テープの吹込料、デザイン料、放送謝金、著作権の使用料、講演料、技芸・スポーツ・知識等の教授・指導料、脚本料、脚色料、翻

訳料、通訳料、校正料等

② 弁護士、公認会計士、司法書士等の特定の資格を持つ人等に支払う報酬・料金

弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士、測量士、建築士、不動産鑑定士等

(3) 税率

税率は、原則として支払金額に対し10・21%（10%の源泉所得税と0・21%の復興特別所得税）となります。

支払金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20・42%（20%の源泉所得税と0・42%の復興特別所得税）です。

また司法書士や土地家屋調査士等への支払については、（支払金額－1万円）×10・21%となります。

報酬・料金等の額の中に消費税が含まれている場合は、原則として、消費税を含めた金額を源泉徴収の対象としますが、請求書等において報酬・料金等の額と消費税の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として源泉徴収の計算をしてもさしつかえありません。

(4) 源泉所得税の計算方法

税理士報酬や弁護士報酬を支払う際は、源泉所得税の計

①総額を3万円とする場合

総 額 30,000円
 源泉徴収額 $30,000円 \times 10.21\% = 3,063円$
 手取り金額 $30,000円 - 3,063円 = 26,937円$

②手取り金額を3万円とする場合

総 額 $30,000円 \div (1 - 10.21\%) = 33,411円$
 源泉徴収額 $33,411円 \times 10.21\% = 3,411円$
 手取り金額 $33,411円 - 3,411円 = 30,000円$

算を加味した請求書等が発行され、それに基づき源泉徴収を行います。講演謝礼等は請求書が交付されず宗教法人で源泉徴収を計算しなければなりません。

源泉徴収の対象となる講演料等の支払は、商慣習として端数が出ないように支払うことが多いようです。そこで総額3万円支払う場合と、手取りで3万円支払う場合の2通りの計算方法が以下の通りとなります。

本内容は、宗派顧問税理士「税理士法人ゆびすい」編著の『実務がわかる「宗教法人会計・税務」基礎から行政手続きまで』（株式会社出版文化社、2018）に基づき、掲載しております。

